

施設基準等について

以下のものについて四国厚生支局に届け出ています。

*入院基本料

令和7年5月1日現在

当病棟は急性期一般入院料1(7対1)の入院基本料を算定しております。
7対1とは、平均して入院患者7人に対し看護職員1人が勤務していることを意味します。
当病棟では、1日に19人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。
なお、時間帯毎配置は次のとおりです。
* 08時30分～16時30分まで 4人の患者様に対して看護職員1人の配置となります。
* 16時30分～00時30分まで 11人の患者様に対して看護職員1人の配置となります。
* 00時30分～08時30分まで 14人の患者様に対して看護職員1人の配置となります。

*室料差額

室料差額については下記のとおりになっております。

2病棟 特別療養室料

令和7年5月1日現在

病床名	許可(人)	室料差額
201	1	4,400
202	1	4,400
203	1	4,400
205	1	4,400
206	1	4,400
207	1	4,400
208	1	4,400
210	1	4,400
211	1	4,950
212	1	4,950
213	1	4,950
215	1	4,950
216	1	4,950
217	1	4,950
218	1	4,950
220	1	4,950
221	1	4,950
223	1	7,150
225	1	7,150
230	2	2,750
231	1	4,950
236	1	4,400

* 室料は保険適用されません

*その他の実費

以下のものについては実費となります
日常生活に必要な物(オムツ代、等)
療養に直接関係のないもの(患者様の自己利用のレントゲンのコピー代など)

3階南病棟

施設基準等について

以下のものについて四国厚生支局に届け出ています。

*入院基本料

令和7年5月1日現在

当病棟は急性期一般入院料1(7対1)の入院基本料を算定しております。
7対1とは、平均して入院患者7人に対し看護職員1人が勤務していることを意味

- 当病棟では、1日に18人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。
- * 08時30分～16時30分まで` 4人の患者様に対して看護職員1人の配置となります。
 - * 16時30分～00時30分まで` 10人の患者様に対して看護職員1人の配置となります。
 - * 00時30分～08時30分まで`13人の患者様に対して看護職員1人の配置となります。
- 室料差額については下記のとおりになっております。

3階南病棟 特別療養室料

令和7年5月1日現在

病床名	許可(人)	室料差額
306	1	7,150
307	1	7,150
308	1	7,150
310	1	7,150
311	1	7,150
312	1	7,150
313	1	7,150
315	1	7,150

* 室料は保険適用されません

*その他の実費

以下のものについては実費となります

日常生活に必要な物(オムツ代、等)

療養に直接関係のないもの(患者様の自己利用のレントゲンのコピー代など)

4階南病棟

施設基準等について

以下のものについて四国厚生支局に届け出ています。

*入院基本料

令和7年5月1日現在

当病棟は急性期一般入院料1(7対1)の入院基本料を算定しております。
7対1とは、平均して入院患者7人に対し看護職員1人が勤務していることを意味します。

当病棟では、1日に17人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。

なお、時間帯毎配置は次のとおりです。

- * 08時30分～16時30分まで 4人の患者様に対して看護職員1人の配置となります。
- * 16時30分～00時30分まで 9人の患者様に対して看護職員1人の配置となります。
- * 00時30分～08時30分まで 11人の患者様に対して看護職員1人の配置となります。

*室料差額

室料差額については下記のとおりになっております。

令和7年5月1日現在

4階南病棟 特別療養室料

令和7年5月1日現在

病床名	許可(人)	室料差額
LDR	1	9,350
405	1	7,370
406	1	7,370
407	1	7,370
408	1	7,370
410	1	7,370
411	1	7,370
412	1	7,370
413	1	7,370
415	1	7,370
416	1	7,370

* 室料は保険適用されません

*その他の実費

以下のものについては実費となります

日常生活に必要な物(オムツ代、等)

療養に直接関係のないもの(患者様の自己利用のレントゲンのコピー代など)

施設基準等について

以下のものについて四国厚生支局に届け出ています。

*入院基本料

令和7年5月1日現在

- 当病棟は急性期一般入院料1(7対1)の入院基本料を算定しております。
7対1とは、平均して入院患者7人に対し看護職員1人が勤務していることを意味します。
当病棟では、1日に18人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。
なお、時間帯毎配置は次のとおりです。
* 08時30分～16時30分まで 5人の患者様に対して看護職員1人の配置となります。
* 16時30分～00時30分まで 12人の患者様に対して看護職員1人の配置となります。
* 00時30分～08時30分まで 14人の患者様に対して看護職員1人の配置となります。

*室料差額

室料差額については下記のとおりになっております。

令和7年5月1日現在

5階北病棟 特別療養室料

令和7年5月1日現在

病床名	許可(人)	室料差額
506	1	7,150
507	1	7,150
508	1	7,150
510	1	7,150
511	1	7,150
512	1	7,150
513	1	7,150
515	1	7,150
516	1	7,150
517	1	7,150

* 室料は保険適用されません

*その他の実費

以下のものについては実費となります

日常生活に必要な物(オムツ代、等)

療養に直接関係のないもの(患者様の自己利用のレントゲンのコピー代など)

5階南病棟

施設基準等について

以下のものについて四国厚生支局に届け出ています。

*入院基本料

令和7年5月1日現在

当病棟は急性期一般入院料1(7対1)の入院基本料を算定しております。
7対1とは、平均して入院患者7人に対し看護職員1人が勤務していることを意味
当病棟では、1日に17人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。

- * 08時30分～16時30分まで` 5人の患者様に対して看護職員1人の配置となります。
 - * 16時30分～00時30分まで` 12人の患者様に対して看護職員1人の配置となります。
 - * 00時30分～08時30分まで`14人の患者様に対して看護職員1人の配置となります。
- 室料差額については下記のとおりになっております。

5階南病棟 特別療養室料

令和7年5月1日現在

病床名	許可(人)	室料差額
556	1	7,150
557	1	7,150
558	1	7,150
560	1	7,150
561	1	7,150
562	1	7,150
563	1	7,150
565	1	7,150
566	1	7,150
567	1	7,150

* 室料は保険適用されません

*その他の実費

以下のものについては実費となります

日常生活に必要な物(オムツ代、等)

療養に直接関係のないもの(患者様の自己利用のレントゲンのコピー代など)

回復リハビリ病棟

施設基準等について

以下のものについて四国厚生支局に届け出ています。

*回復期リハビリテーション病棟入院料

令和7年5月1日現在

当病棟は回復期リハビリテーション病棟入院料2(13対1)の入院料を算定しております。

13対1とは、平均して入院患者13人に対し看護職員1人 が勤務していることを意味します。

当病棟では、1日に11人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。

なお、時間帯毎配置は次のとおりです。

- * 08時30分～16時30分まで` 6人の患者様に対して看護職員1人の配置となります。
- * 16時30分～00時30分まで`15人の患者様に対して看護職員1人の配置となります。
- * 00時30分～08時30分まで`17人の患者様に対して看護職員1人の配置となります。

*室料差額

室料差額については下記のとおりになっております。

回復期リハ病棟 特別療養室料

令和7年5月1日現在

病床名	許可(人)	室料差額
452	1	4,400
453	1	4,400
455	1	4,950
456	2	2,750
457	2	2,750
458	1	4,950
460	1	4,950
461	1	4,950
462	1	4,950
463	1	4,950
465	1	4,400
471	2	2,750
472	2	2,750

* 室料は保険適用されません

*その他の実費

以下のものについては実費となります

日常生活に必要な物(オムツ代、等)

療養に直接関係のないもの(患者様の自己利用のレントゲンのコピー代など)

施設基準等について

以下のものについて四国厚生支局に届け出ています。

*入院基本料

令和7年5月1日現在

当病棟は緩和ケア入院料1(7対1)の入院基本料を算定しております。
7対1とは、平均して入院患者7人に対し看護職員1人 が勤務していることを意味

当病棟では、1日に11人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。

- * 08時30分～16時30分まで` 2人の患者様に対して看護職員1人の配置となります。
- * 16時30分～00時30分まで` 6人の患者様に対して看護職員1人の配置となります。
- * 00時30分～08時30分まで` 6人の患者様に対して看護職員1人の配置となります。

緩和ケア病棟 特別療養室料

令和7年5月1日現在

病床名	許可(人)	室料差額
358	1	1,100
360	1	1,100
361	1	1,100
362	1	1,100
363	1	1,100
365	1	1,100
366	1	1,100

* 室料は保険適用されません

*その他の実費

- 以下のものについては実費となります
- 日常生活に必要な物(オムツ代、等)
 - 療養に直接関係のないもの(患者様の自己利用のレントゲンのコピー代など)